

お知らせ

● 調査基準価格及び最低制限価格の設定基準の改正

内容

令和元年5月1日以降に入札公告又は入札通知するものについては、調査基準価格、最低制限価格及び特別重点調査価格を以下のとおり設定しますので御留意願います。

1. 調査基準価格設定基準の改正： 5月1日以降に入札公告又は入札通知する案件から適用

【現行】

直接工事費	×	0.97	合計額 ×(1+消費税)
共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.90	
一般管理費等	×	0.55	

設定範囲：予定価格の7.0/10～9.0/10

【改正後】

直接工事費	×	0.97	合計額 ×(1+消費税)
共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.90	
一般管理費等	×	0.55	

設定範囲：予定価格の7.5/10～9.2/10

※ 新公契連モデル対応（平成31年3月モデル）

2. 最低制限価格設定基準の改正： 5月1日以降に入札公告又は入札通知する案件から適用

【現行】 参考値

直接工事費	×	0.97	合計額 ×(1+消費税)
共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.90	
一般管理費等	×	0.55	

設定範囲：予定価格の7.0/10～9.0/10

【改正後】 参考値

直接工事費	×	0.97	合計額 ×(1+消費税)
共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.90	
一般管理費等	×	0.55	

設定範囲：予定価格の7.5/10～9.2/10

※ 新公契連モデル対応（平成31年3月モデル）

※ なお、引き続き「 $\alpha=1.0$ 」として運用

3. 特別重点調査価格基準の改正： 5月1日以降に入札公告又は入札通知する案件から適用

【現行】

府が積算した		
直接工事費	×	0.75
共通仮設費	×	0.70
現場管理費	×	0.70
一般管理費等	×	0.30

のいずれか1つでも下回った場合

【改正後】

府が積算した		
直接工事費	×	0.90
共通仮設費	×	0.80
現場管理費	×	0.80
一般管理費等	×	0.30

のいずれか1つでも下回った場合